

ID: 473

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第4条第1項(第13条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	令和6年規則第65号		
【根拠条文】 (使用の変更) 第4条 使用者が、センターの使用許可事項を変更するときは、使用日までに芦屋市立体育館・青少年センター使用許可変更・取消申請書(様式第3号)を添えて市長の許可を受けなければならない。 2 使用許可の変更は、芦屋市立体育館・青少年センター使用変更承認書(様式第4号)による使用変更承認書を交付して行う。この場合、使用料に不足が生じたときは、その不足額を直ちに納入しなければならない。 (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い) 第13条 条例第14条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の第3条、第4条、第6条から第9条まで及び第11条の規定の適用については、第3条及び第7条のみだし中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「職員」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日